

違反是正支援アドバイザー
制度について

平成 29 年 6 月 23 日

総務省消防庁予防課
企画調整・制度・防災管理係

違反是正支援アドバイザー制度

違反是正に関する知識・経験を有する消防職員等を違反処理支援アドバイザーとして委嘱し、各消防本部からの依頼に基づき派遣を行い、違反是正を推進するための具体的な方策に関する助言、研修支援等を行うことを目的として平成22年度より実施。



違反是正支援アドバイザーの派遣数(実績)

平成25年度	72名	平成27年度	91名
平成26年度	90名	平成28年度	93名

平成29年度は、都道府県違反是正支援アドバイザー及び全国違反是正支援アドバイザーを配置し、実施。 2

違反是正支援アドバイザー制度の充実・強化について

区分	都道府県違反是正支援アドバイザー消防本部	全国違反是正支援アドバイザー消防本部
登録方法	都道府県内における違反是正の推進等に必要な知識又は経験を有する消防本部として、 <u>都道府県消防防災主管部長が推薦した結果に基づき、消防庁予防課長が都道府県アドバイザー本部を登録。</u> ※登録期間：原則として1年とする。ただし、再登録を妨げない。	全国における違反是正の推進に必要な豊富な知識又は経験を有する消防本部として、 <u>消防庁予防課長が全国アドバイザー本部を選出し、登録。</u> ※登録期間：原則として1年とする。ただし、再登録を妨げない。
アドバイザー	都道府県アドバイザー本部が違反是正の推進等に係る知識又は経験を考慮して、当該本部に所属する消防職員の中から指定	全国アドバイザー本部が違反是正の推進等に係る知識又は経験を考慮して、当該本部に所属する消防職員の中から指定
支援内容	<u>都道府県内の消防本部等における違反是正を推進するための具体的な方策に関する助言・研修支援等を行う。</u>	都道府県違反是正支援アドバイザーへの助言・研修支援等を通じ、 <u>全国の消防本部等における違反是正を推進するための具体的な方策等に関する助言・研修支援等を行う。</u>
支援方法	<u>支援の対象団体となる消防本部等や各種会議、研修会へアドバイザーを派遣する方法のほか、アドバイザーが所属する消防本部へ支援の対象団体となる消防本部等に所属する消防職員を派遣する方法、派遣によらず電話、メール等による連絡その他助言、研修支援等を行うにあたり必要と認められる方法</u>	

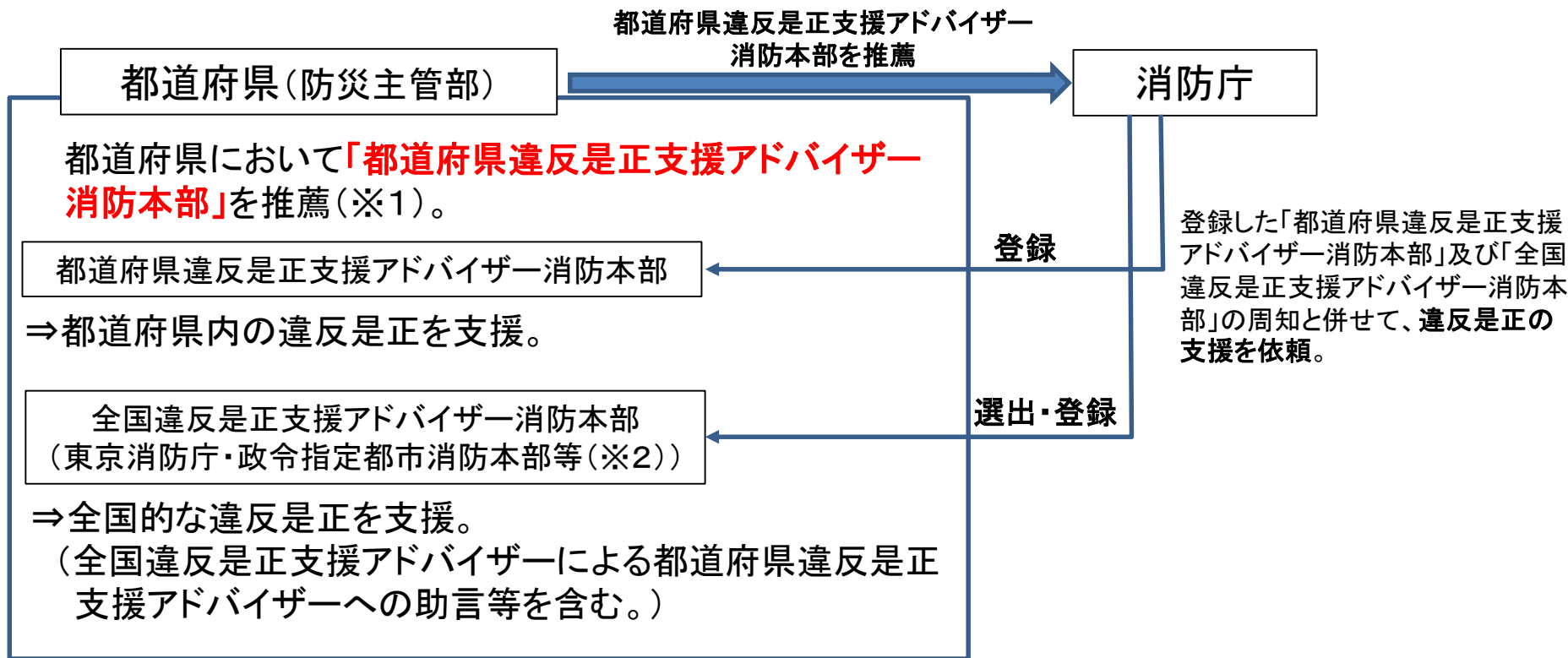
▶ 都道府県アドバイザーの情報共有等を図るため、ブロック単位で違反是正支援アドバイザーブロック会議を開催予定

▶ 全国アドバイザーの情報共有等を図るため、全国アドバイザー会議を実施する予定

(注1) 各都道府県単位で実施する「違反是正事例研究会」において、前年度までは、消防庁が委嘱した違反是正支援アドバイザー（東京消防庁・政令指定都市消防本部等の消防職員）を各2名派遣していたところ、平成29年度は、全国アドバイザーの派遣は1名とし、残り1名は都道府県違反是正支援アドバイザーとする。

(注2) 派遣事業に関する旅費等の経費については、消防庁の業務の性質に照らし、必要と認められるものは、消防庁の負担とする。なお、消防庁の業務の性質に照らした必要性は、個別具体的な派遣目的等により判断することから、派遣依頼に先立って、消防庁予防課へ相談されたいこと。

「都道府県違反是正支援アドバイザー消防本部」の登録等について



- ※1 平成25年度～平成27年度に消防庁で実施した「違反是正実務研修」を受講した消防本部を想定。
また、都道府県内の実情に応じ、違反是正実務研修受講消防本部のほか、例えば政令指定都市消防本部などを推薦。
- ※2 現行の違反是正支援アドバイザーが所属する消防本部を平成29年度において「全国違反是正支援アドバイザー消防本部」として登録。

都道府県違反是正支援アドバイザー消防本部及び全国違反是正支援アドバイザー消防本部

【都道府県違反是正支援アドバイザー消防本部(72本部)】

【全国違反是正支援アドバイザー消防本部(25本部)】

北海道	1	函館市消防本部
	2	小樽市消防本部
	3	大雪消防組合消防本部
青森県	4	青森地域広域事務組合消防本部
岩手県	5	盛岡地区広域消防組合消防本部
宮城県	6	石巻地区広域行政事務組合消防本部
秋田県	7	秋田市消防本部
山形県	8	山形市消防本部
福島県	9	いわき市消防本部
	10	郡山地方広域消防組合消防本部
茨城県	11	水戸市消防本部
	12	稲敷広域消防本部
栃木県	13	宇都宮市消防局
群馬県	14	前橋市消防局
	15	高崎市等広域消防局
	16	伊勢崎市消防本部
埼玉県	17	川越地区消防局
	18	埼玉西部消防局
	19	上尾市消防本部
	20	埼玉県南西部消防本部
千葉県	21	船橋市消防局
	22	松戸市消防局
	23	柏市消防局
	24	佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部
東京都	25	東京消防庁※
神奈川県	26	横須賀市消防局
	27	藤沢市消防局
新潟県	28	長岡市消防本部
富山県	29	富山市消防局
石川県	30	金沢市消防局
福井県	31	福井市消防局
山梨県	32	甲府地区広域行政事務組合消防本部※
長野県	33	長野市消防局
岐阜県	34	岐阜市消防本部※
静岡県	35	富士市消防本部
	36	志太広域事務組合志太消防本部
愛知県	37	豊橋市消防本部
	38	春日井市消防本部
	39	衣浦東部広域連合消防局

三重県	40	四日市市消防本部
	41	桑名市消防本部
	42	津市消防本部
滋賀県	43	湖南広域消防局
京都府	44	京都市消防局※
大阪府	45	東大阪市消防局
	46	豊中市消防局
	47	枚方寝屋川消防組合消防本部
	48	高槻市消防本部
	49	姫路市消防局
兵庫県	50	尼崎市消防局
	51	西宮市消防局
	52	奈良市消防局
和歌山県	53	和歌山市消防局
鳥取県	54	鳥取県東部広域行政管理組合消防局
	55	鳥取県西部広域行政管理組合消防局
島根県	56	松江市消防本部
岡山県	57	倉敷市消防局
広島県	58	福山地区消防組合消防局
山口県	59	下関市消防局
	60	宇部・山陽小野田消防局
徳島県	61	徳島市消防局
香川県	62	高松市消防局
愛媛県	63	松山市消防局
高知県	64	高知市消防局
福岡県	65	久留米広域消防本部
佐賀県	66	佐賀広域消防局
長崎県	67	長崎市消防局
熊本県	68	熊本市消防局※
大分県	69	大分市消防局
宮崎県	70	宮崎市消防局
鹿児島県	71	鹿児島市消防局
沖縄県	72	那覇市消防局

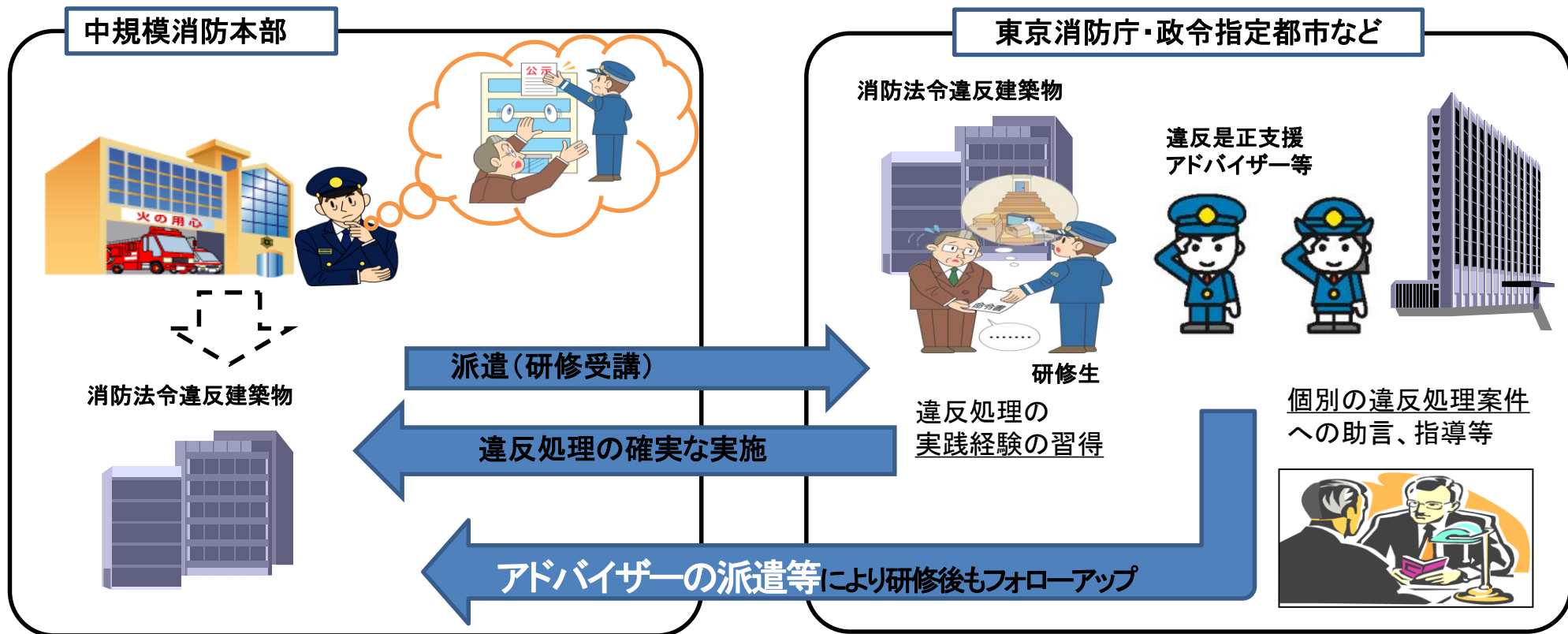
※ 全国違反是正支援アドバイザー消防本部であるが、都道府県内に違反是正の推進に係る実務研修受講消防本部がないことのほか、都道府県内の違反是正の実情を踏まえ、都道府県違反是正支援アドバイザー消防本部を兼務。

北海道	1	札幌市消防局
	2	旭川市消防本部
宮城県	3	仙台市消防局
千葉県	4	千葉市消防局
東京都	5	東京消防庁
埼玉県	6	さいたま市消防局
神奈川県	7	川崎市消防局
	8	横浜市消防局
	9	相模原市消防局
新潟県	10	新潟市消防局
山梨県	11	甲府地区広域行政事務組合消防本部
	12	静岡市消防局
静岡県	13	浜松市消防局
	14	名古屋市消防局
岐阜県	15	岐阜市消防本部
滋賀県	16	大津市消防局
京都府	17	京都市消防局
大阪府	18	大阪市消防局
	19	堺市消防局
兵庫県	20	神戸市消防局
岡山県	21	岡山市消防局
広島県	22	広島市消防局
福岡県	23	福岡市消防局
	24	北九州市消防局
熊本県	25	熊本市消防局

違反是正の推進に係る実務研修事業

消防本部の職員を違反処理の経験が豊富な大都市消防本部等に5日間派遣する研修を平成25年度より実施

⇒平成28年度は、受講消防本部(49本部)が確実に違反処理に着手し、違反を是正させることに重点をおき実施。
 (研修受講後は、必要に応じて、受入消防本部からの助言、支援等も活用。また、当該違反処理の実践経験を踏まえて、継続的に違反処理を行うための体制を整備。)



違反是正の推進に係る実務研修事業(実績)			
平成25年度	42消防本部	平成27年度	42消防本部
平成26年度	52消防本部	平成28年度	49消防本部

※ 平成29年度も「違反是正の推進に係る実務研修」を実施。

平成29年度違反是正の推進に係る実務研修について①

(経過)

○平成28年度までは、管内人口20万人以上の消防本部を受講対象に、東京消防庁・政令市消防本部等を受入消防本部とする、実務研修を実施(受講は希望制とし、申し込みのあった消防本部から受講消防本部を消防庁において選定)。

※平成25年度から平成28年度までの4年間で、延べ215本部が実務研修を受講。

(現状)

○管内人口20万人以上の消防本部は平成30年4月1日までに、管内人口20万人未満の消防本部は平成32年4月までに違反对象物に係る公表制度を順次開始予定。

※平成29年4月1日時点で、76本部(全国)で実施済み。管内人口20万人以上の消防本部のうち、75本部が公表制度未実施であり、平成30年4月1日までに実施予定。管内人口20万人未満の消防本部のうち、81本部が平成30年4月1日から実施予定。

○全国消防長会予防委員会における要望を受け、違反是正支援アドバイザー制度の充実・強化を図るため、各都道府県に都道府県アドバイザー本部を配置。

(過去に実務研修を受講した消防本部等を都道府県アドバイザー本部として登録)



平成29年度違反是正実務研修の方針

■ 受講対象となる消防本部の拡充

- ・すべての消防本部(全国アドバイザー本部を除く。)

■ 受入本部の拡充

- ・新たに、都道府県アドバイザー本部が受入本部となる実務研修を実施。(実務研修を受入れ可能と回答した都道府県アドバイザー本部が所在する都道府県で試験的に実施)

■ 目的に応じた実務研修を実施

- ・受講本部の違反処理の実績に応じ、研修内容を設定。
 - ①過去2年間で警告又は命令の実績がある消防本部 → 全国アドバイザー本部が受入本部となる研修を受講
 - ②①の実績がない消防本部 → 都道府県アドバイザー本部において研修を受講
 - ③今年度初めて受入消防本部となる都道府県アドバイザー本部に対して、別途、全国違反是正支援アドバイザーを講師とし、実務研修の実施方法に関する研修を実施

平成29年度違反是正の推進に係る実務研修について②

区分	受入本部等	定員	申込条件及び選定基準	目的	備考
A	全国アドバイザー本部	50本部 (全国アドバイザー本部 ×2本部を想定)	<p><条件></p> <p>①過去2年間で警告又は命令の実績があること</p> <p>②消防長等による違反処理(命令)の方針決定をしている対象物が複数所在すること</p> <p><選定基準></p> <ul style="list-style-type: none"> ・条件②の方針決定している対象物が多い消防本部 ・命令(警告)の履行期限が過ぎている重大違反对象物数が多い消防本部を優先 ・命令(警告)を実施し、今年度中に履行期限が到来するものが多い消防本部を優先 <p>等</p> <p>※50本部のうち25本部は都道府県アドバイザー本部の優先枠とし、今年度から実務研修【区分B】の受入を実施し、受入本部数の多い消防本部を優先</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・受講後直ちに違反処理(命令)を行い、違反を是正 ・違反処理の実践経験を踏まえ体制整備や、各地域で事例の周知等 	<p>原則として5日間(月～金)とし、<u>交通費、宿泊費等は消防庁が負担。</u></p> <p>※フォローアップ調査を実施。</p> <p>※5本部程度に対し、<u>ヒアリング調査</u>を実施。</p>
B	都道府県アドバイザー本部(受入可能と回答のあった消防本部)	都道府県アドバイザー本部が受入可能とした消防本部数	<p><条件></p> <p>①過去2年間で警告又は命令の実績がないこと</p> <p>②消防長等による違反処理(警告)の方針決定をしている対象物が複数所在すること</p> <p><選定基準></p> <ul style="list-style-type: none"> ・条件②の方針決定している対象物が多い消防本部 ・公表制度を早期に開始予定の消防本部を優先 ・覚知から長期間経過している重大違反对象物が多い消防本部を優先して選定 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・受講後直ちに違反処理(警告)を行い、違反を是正 ・違反処理の実践経験を踏まえ体制整備 	<p>原則として5日間(月～金)とし、<u>交通費等は受講本部が負担。</u></p> <p>※フォローアップ調査を実施。</p>
C	全国違反是正支援アドバイザーを講師として消防庁が実施	受講希望する都道府県アドバイザー本部の数	<p><条件></p> <p>今年度初めて実務研修【区分B】の受入本部となる都道府県アドバイザー本部(2消防本部以上を受け入れる消防本部に限る。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実務研修の実施方法を習得 	<p>原則として1日とし、<u>交通費、宿泊費等は消防庁が負担。</u> 8</p>